

給付金

低所得高齢者向けの年金生活者等 支援臨時福祉給付金

「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい低年金受給者支援のため、年金生活者等支援臨時福祉給付金を支給します。

○支給対象者 次の全ての要件を満たす方

- ①平成27年1月1日において本市の住民基本台帳に登録されている方
- ②平成27年度の臨時福祉給付金^{※1}（6千円）の支給対象者のうち、平成28年度中に65歳以上となる方（昭和27年4月1日以前に生まれの方）

- （※1）平成27年度の臨時福祉給付金の支給要件
- ・平成27年度市民税（均等割）が非課税であること
- ・平成27年度市民税（均等割）が課税されている方の扶養親族等に当たらないこと
- ③生活保護の被保護者でない方

- 支給額 一人当たり 3万円
- 申請先 平成27年1月1日現在の住所地（住民登録地）の市区町村
- 申請方法 支給対象と思われる方には、4月中旬に申請書類を送付します。該当される方は、申請書に記入・押印の上、必要書類を添付し、申請書と同封の返信用封筒で郵送するか、下記の受付場所に

お問い合わせ先
福祉課厚生保護係
☎(22) 21111 (内線276・255)

○受付場所

場所	期間	時間
市役所1階 行政委員会室前 (市民ホール)	4月15日(金)～ 5月13日(金)	午前9時～ 午後5時
福祉課	5月16日(月)～ 7月15日(金)	午前8時30分～ 午後5時15分
豊田支所 地域振興課	4月15日(金)～ 7月15日(金)	午前8時30分～ 午後5時15分

※いずれの会場も、土・日・祝日は除く。

持参ください。なお、支給対象と思われる方で、申請書が届かない方はご連絡ください。

○申請期間 4月15日(金)～7月15日(金)（各市町村で受付期間は異なります。また、期間内に申請がない場合は、支給を辞退したものとみなします。）

○支給（不支給）決定 申請を受けた後、平成26年中の所得等受給資格について審査の上、支給（不支給）決定します。

結果

中野市合併10周年記念プレミアム付「元気がでる商品券」 販売状況と換金状況について

平成27年6月29日と7月1日に販売しました、プレミアム付「元気がでる商品券」の販売および換金結果は次のとおりです。

- 販売者 信州中野商工会議所
- 販売日 平成27年6月29日、7月1日（完売）
- 販売総額 2億1,000万円（プレミアム分20%除く）
- 発行総額 2億5,200万円
- 購入者 153人（子育て世帯向け31人、一般向け122人）
- 換金総額 2億5,194万5,000円
- 換金率 99.98%
- 換金状況 右表のとおり

	換金区分	換金額 (千円)	利用割合 (換金額/換金総額)
1	自動車販売・整備業	77,433	30.7%
	内 市内カーディーラーなど	44,607	17.7%
	地元自動車販売店	32,826	13.0%
2	住宅関連（建築、リフォームなど）	73,616	29.2%
3	市内 JA関係	20,350	8.1%
4	大型店11店（総合スーパー、スーパーマーケット、ホームセンター）	19,305	7.7%
5	農機具販売・整備、自転車小売業	17,026	6.8%
6	家電小売および付帯工事など	16,810	6.7%
7	大手系専門店、コープ小売・飲食・サービス業	8,400	3.3%
8	家具・じゅう器、その他の小売業	8,190	3.3%
9	織物・衣服・身の回り品小売業	5,626	2.2%
10	飲食料品小売業（コンビニエンスストア、製造小売含む）	2,770	1.1%
11	サービス業（飲食、タクシー業）	1,722	0.7%
12	サービス業（理・美容業、クリーニング、学習塾ほか）	697	0.3%
合計		251,945	

問い合わせ先
営業推進課商工労政係
☎(22) 21111
(内線272)

施行

ご存知ですか？ 「障害者差別解消法」



全ての国民が、障がいの有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が4月1日に施行されました。

不当な差別的取り扱いが禁止

障がい理由として、不当な差別的取扱いは、国や県・市町村などの行政機関だけでなく、会社やお店などの民間事業者でも禁止されます。障がい者への合理的配慮について

は、国や県・市町村には法的な義務、民間事業者には努力義務が生じます。※詳しくは、広報なかの今月号に挟み込みのチラシをご覧ください。

【市の職員対応要領の作成】

市では、事務・事業を行うに当たり、職員の対応要領を作成しました。内容については、福祉課、豊田支所地域振興課または市公式ホームページでご覧いただけます。

問い合わせ先
福祉課障がい福祉係
☎(22)2111(295)

募集

手話奉仕員養成講座



聴覚に障がいのある方の生活および関連する福祉制度などについて理解と認識を深めるとともに、手話で日常生活を行うために必要な手話表現技術を学ぶため、手話奉仕員養成講座を開催します。

平成28年度は「入門課程」を、平成29年度は「基礎課程」を行い、両方を受けて全課程修了となります。入門課程は、6月から、隔週の水曜日に次の内容で開催します。

- 時間 午後7時～9時
 - 会場 中野市福祉ふれあいセンター
 - 講座内容 実技36時間・講義6時間(計42時間)
 - 定員 20人
- 手話について学びたい方、興味のある方は、ぜひご応募ください。

問い合わせ・応募先
中野市社会福祉協議会
☎(26)3111

福祉

まいさぼ中野 家計相談支援が始まりました



まいさぼ中野は、生活に困窮している方の就職、住居、子どもの学習などの問題について一緒に考え、自立に向けた支援をしています。

今年度から新たな支援内容として家計相談支援が始まりました。

○支援内容 「収入と支出のバランスがとれず常に借金に頼る」など、

家計に問題を抱える方に対して、相談員と一緒に「家計の見える化」を行い、家計収支を見直すことで、生活再建のお手伝いをします。

問い合わせ・相談先
まいさぼ中野(福祉課厚生保護係内)
☎(38)0221

福祉

フードバンク事業および 制服等リサイクルを開始しました



働きたくても働けない、住むところがないなど、生活上の困りごとを支援するために平成27年4月から生活困窮者自立支援法が施行されています。これに伴い、生活上の困りごとと支援の一助として、中野市社会福祉協議会では、今年度から「フードバンク事業」および「制服等リサイクル」を行います。

○フードバンクとは 「食糧銀行」を意味する社会福祉活動です。まだ食べられるのに、さまざまな理由で処分されてしまう食品を、食べ物に困っている施設や人に届ける活動のことをいいます。

・募集する食糧品 ①長期保存可能な食糧(缶詰、レトルト食品など)、②生鮮食糧品(米、野菜など)

※②については、この事業に賛同いただける企業・個人の皆さまに登録申し込みをしていただき、支援が必要となった際に生鮮食糧品を提供いただく仕組みです。詳しくはお問い合わせください。

○制服等リサイクルとは 市内中学校へ進学する子どものいる世帯で、十分な所得が得られない世帯の就学支援として、不用となった「制服、通学カバン」を無償で提供いただき、必要とする新入生に活用する事業です。お譲りいただける方は、ご連絡をお願いします。

問い合わせ・提供先
中野市社会福祉協議会
☎(26)3111